# 謝金規程

（目的）

第１条　本規程は、特定非営利活動法人こどもの里（以下「当団体」という。）の事業に伴う謝金の支払いに関して必要な事項を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第２条　本規程は、以下の謝金について適用する。

(1) 小学生、中学生及び高校生を対象としたエンパワメントプログラムに係る謝金

(2) 当団体の利用児童及びその保護者を対象とした個別相談プログラムに係る謝金

(3) 心的外傷後ストレス障害、解離性同一性障害等の症状を有する青年やその保護者を対象とした個別カウンセリングに係る謝金

(4) 当団体の利用者、従業員等を対象としたフィールドワーク及び学習会に係る謝金

(5) 当団体の従業員等を対象とした職員研修に係る謝金

(6) その他当団体が依頼した活動に係る謝金

（謝金の支払基準）

第３条　前条各項の謝金の額には、原則として別表に定める金額を適用する。

２　前項の規定に拠ることが相当でない特別の事情がある場合には、理事長は、同項の規定にかかわらず、相当とする謝金の額を定めることができる。

（謝金の支払方法）

第４条　謝金は、謝金を支払う相手方（以下「支払対象者」という。）が指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。ただし、口座振込によることが相当でない場合は、他の方法により支払うことができる。

２　謝金の支払いにあたっては、法令の定めるところに従って所得税の源泉徴収を行い、その残額を支払対象者に支払う。

３　前項の規定にかかわらず、支払対象者が法人である場合は、源泉徴収を行わない。

（費用）

第５条　支払対象者において、交通費又は宿泊費を要した場合は、当団体の旅費規程を準用して支払う。

２　支払対象者において、当団体が依頼した業務に関連して前項以外に負担した費用がある場合は、支払対象者からの請求後に遅滞なく支払う。

（改廃）

第６条　本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

別表　各謝金の標準単価

| 謝金の内容 | 単位 | 単位当たりの謝金額（税別） |
|---|---|---|
| エンパワメントプログラムに係る謝金<br>（第2条第1項） | 1 回 | 30,000 円 |
| 個別相談プログラムに係る謝金<br>（第2条第2項） | 1 回 | 15,000 円 |
| 個別カウンセリングプログラムに係る謝金<br>（第2項第3項） | 1 回 | 30,000 円 |
| フィールドワーク及び学習会に係る謝金<br>（第2条第4項） | 1 回 | 5,000 円から 30,000 円までの範囲で、<br>依頼内容等を踏まえて定めた額 |
| 職員研修に係る謝金（第2条第5項） | 1 回 | 50,000 円までの範囲で、<br>依頼内容等を踏まえて定めた額 |
| その他の謝金（第2条第6項） | 1 回 | 5,000 円から 30,000 円までの範囲で、<br>依頼内容等を踏まえて定めた額 |

本規程は、令和6年1月31日から施行する